

附属資料

平成29年度年次報告 附属資料編の目次

1 組織・予算関係	267
1-1表 公正取引委員会の構成	267
1-2表 公正取引委員会の予算額（平成29年度補正後）	267
2 審決・訴訟関係等	269
2-1表 審決一覧（平成29年度）	269
2-2表 手続別審決等件数推移	270
2-3表 関係法条別審決件数推移	274
2-4表 告発事件一覧	276
2-5表 緊急停止命令一覧	285
2-6表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類	286
3 独占禁止法適用除外関係	287
3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧	287
3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移	288
3-3表 保険業法に基づくカルテル	290
3-4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル	292
3-5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	292
3-6表 道路運送法に基づくカルテル	292
3-7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）	293
3-8表 内航海運組合法に基づくカルテル	293
3-9表 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル	293
3-10表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数	296
4 株式取得、合併等関係	297
4-1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧	297
4-2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料 （4-3表から4-19表）について	297
4-3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成29年度）	298
4-4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成29年度）	299
4-5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成29年度）	299
4-6表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成29年度）	300
4-7表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成29年度）	301
4-8表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成29年度）	302
4-9表 合併後の総資産が300億円以上となる合併 （平成29年度に完了報告書が提出されたもの）	303
4-10表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割 （平成29年度に完了報告書が提出されたもの）	304

4-11表	行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割 (平成29年度に完了報告書が提出されたもの)	304
4-12表	行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転 (平成29年度に完了報告書が提出されたもの)	304
4-13表	行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等 (平成29年度に完了報告書が提出されたもの)	305
4-14表	資本金額別株式取得件数	305
4-15表	資本金額別合併件数の推移	306
4-16表	資本金額別共同新設分割件数	307
4-17表	資本金額別吸収分割件数	308
4-18表	資本金額別共同株式移転件数	308
4-19表	資本金額別事業譲受け等件数の推移	309
5	下請法関係	310
5-1表	書面調査発送件数の推移	310
5-2表	下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移	311
5-3表	下請法違反行為類型別件数の推移	312
6	景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧 (平成30年3月末現在)	313
7	懇話会及び研究会	316
7-1	独占禁止懇話会	316
7-2	独占禁止法研究会	317
8	公正取引委員会機構図	320

1 組織・予算関係

1-1表 公正取引委員会の構成

(平成29年4月1日現在)

委員長	杉本 和行 (注1)
委員	幕田 英雄 (注2)
委員	山本 和史
委員	三村 晶子
委員	青木 玲子

(注1) 平成30年3月5日再任。

(注2) 平成29年6月30日退任。後任として、平成29年7月1日、小島吉晴氏が就任。

1-2表 公正取引委員会の予算額 (平成29年度補正後)

(単位：千円)

事 項	予 算 額
(組織) 公正取引委員会	10,792,817
(項) 公正取引委員会	10,792,817
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	8,935,369
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	361,057
(事項) 下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	230,565
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	140,699
(事項) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	1,125,127

2 審決・訴訟関係等

2-1表 審決一覧（平成29年度）

番号	事件番号	件名	内 容	関係法条	審決年月日
1 } 45	23 (判) 8 } 52	植野興業株式会社ほか22名に対する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。（不当な取引制限〔入札談合〕）</p> <p>【課徴金額に係る認定】 5億1810万円（23社合計） 被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	独占禁止法 66条2項（3条後段，7条の2）（注）	29. 6. 15 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)
46 } 66	23 (判) 53 } 57 ・ 59 } 69 ・ 71 } 75	株式会社飯塚工業ほか10名に対する件	<p>【違反行為に係る認定】 被審人らが、他の事業者と共同して、山梨県が石和地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認めた。（不当な取引制限〔入札談合〕）</p> <p>【課徴金額に係る認定】 2億511万円（10社合計） 被審人らが違反行為により受注した土木一式工事の売上額を課徴金の対象として認めた。</p>	独占禁止法 66条2項（3条後段，7条の2）	29. 10. 4 (排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審判請求棄却審決)

(注)「独占禁止法」とは、平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法をいう。以下、2-1表において同じ。

2-2表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類	年度																												
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注4)	(注4)
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付を命ずる審決等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第10条第6項に基づく審決	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

(注1) 平成25年度の審決により、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。
 (注2) 「分類」欄の独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。
 (注3) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。
 (注4) () 内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。
 (注5) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。
 (注6) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。
 (注7) 平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が2件含まれている。
 (注8) 平成14年度及び平成15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注5) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注8) 1	(注8) 1	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

分類 \ 年度	年度									計
	18	19	20	21	22	23	24	25		
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	-		135
勸告審決	-	-	-	-	-	-	-	-		(注4) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	-		212
課徴金の納付を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	(注7) 7		248
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0		1
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0		9
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0		3
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-		2
景品表示法第10条第6項に基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-		4
計	102	34	47	29	19	0	5	7		1,634

(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類		年度													計	
		17 (注2)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (注5)	28 (注5)	29 (注5)		
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)	2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	- (-)	- (-)	162 (40)	
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)	171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	- (-)	- (-)	1227 (186)	
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	7	6	33	78
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	97
	課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
景品表示法関係	排除命令 (審判開始) (注1)	28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (注3) (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	174 (17)	
	排除命令に係る審決	0	0	0	0	11 (注4)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	11	

- (注1) ()内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの(次年度に開始されたものを含む。)の数で内数である(その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。)
- (注2) 平成17年度における独占禁止法関係の件数については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。
- (注3) 平成21年8月31日までの排除命令件数である。
- (注4) 平成22年8月6日、(株)ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終了した。
- (注5) 審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同法の施行日(平成27年4月1日)前に、改正前の独占禁止法第49条第5項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は、なお従前の例により、審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。平成28年度以降、前記の事前通知は行われていない。

(3) 平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類		年度			計
		27	28	29	
排除措置命令 (訴訟提起) (注1)		7 (2)	11 (3)	13 (1)	31 (6)
課徴金納付命令 (訴訟提起) (注1)		31 (4)	32 (注2) (2)	32 (0)	95 (6)
第一審判決	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0
第二審判決	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0
第三審判決	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0

- (注1) ()内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に訴訟が提起されたもの(次年度に開始されたものを含む。)の数で内数である(その後訴えの取下げ、請求の放棄のあったものを含む。)。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第1項の規定に基づく意見聴取の通知が行われたものの件数である。
- (注2) 課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者に対して、独占禁止法第63条第2項の規定に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、対象となった課徴金納付命令の件数である。

2-3表 関係法条別審決件数推移

法令	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
独占禁止法 3条前段	3条前段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3条後段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7条の2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	19条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	51条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	66条1項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
独占禁止法 3条前段 (旧審判手続)		2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
3条後段 (旧審判手続)		4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3
4条 (旧審判手続)		1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5条 (旧審判手続)		3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6条 (旧審判手続)		0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
7条の2 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0
8条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10	
10条 (旧審判手続)		0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
11条 (旧審判手続)		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13条 (旧審判手続)		0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
14条 (旧審判手続)		0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16条 (旧審判手続)		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17条 (旧審判手続)		0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19条 (旧審判手続)		0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4
49条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0
66条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業者団体法 (旧審判手続)		0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 4条		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 3条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0
4条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0
9条 (旧審判手続)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10条 (旧審判手続)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同 組合法107条 (旧審判手続)		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0	0
(注2) 審決件数		5	2	14	(注3) 59	18	(注3) 15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15

(注1) 本表において「旧審判手続」とあるのは、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。
 (注2) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは、同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。
 (注3) 昭和25年度審決のうち1件及び昭和27年度審決のうち4件は、審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	計	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	0	2	4	3	3	15	6	6	33	75	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	97	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	(注4) 7	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	0	0	0	641		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32		
0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	0	0	0	(注5) 244		
8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	434		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6		
3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	200		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	4		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5		
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 2		
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13		
16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	33	16	14	66	1823	

(注4) 独占禁止法66条1項に基づく審決は、審判請求を却下する審決である。

(注5) 7条の2（旧審判手続）の審決件数には、課徴金の納付を命じなかった審決が7件含まれており、また、8条の3により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注6) 独占禁止法49条（旧審判手続）及び景品表示法9条（旧審判手続）に基づく審決は、審判手続開始請求を却下する審決である。

2-4表 告発事件一覧

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
農林連絡協議会ほか21名(役員)	24.4.28	25.6.16 (農林連絡協議会ほか2名を起訴)	東京高裁 26.2.27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13、第14号、第2項、第14条第1項第1号、第3項	協議会委員長、常任委員は26.3.11上告したが、前者は死亡したため、35.3.15控訴棄却、後者は36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名(役員)	24.5.21	25.11.25	東京高裁 27.5.12	免訴(講和条約による大赦のため)	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、第107条、第108条、第109条、第111条、第112条	
山一証券(株)	24.11.28	26.12.28 (不起訴)			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第91条の2第6項	
(株)三愛土地ほか1名(役員)	45.4.3	45.5.26	東京高裁 46.1.29	被告会社に20万円の罰金、被告人に懲役1年(執行猶予3年)、罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法 第90条第3号、第95条第1項、 景品表示法 第4条第1号、第2号	
出光興産(株)ほか26名(法人及び15役員)	49.2.15	49.5.28	東京高裁 55.9.26 最高裁 59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金、被告人に4月から10月の懲役(執行猶予つき) 太陽石油(株)、九州石油(株)及び太陽石油(株)取締役に関する部分を破棄無罪、その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産(株)ほか11名の石油元売会社は、石油製品の販売価格を、昭和48年1月、2月、8月、10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	日本石油(株)及び同社常務は確定 昭和石油(株)常務は死亡したため55.11.19 公訴棄却 丸善石油(株)専務は57.10.21及び三菱石油(株)取締役は57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
石油連盟ほか4名(4役員)	49.2.15	49.5.28 (石油連盟ほか2名を起訴, 残り2名を不起訴)	東京高裁 55.9.26	被告人に違反の認識がなかったとして無罪	石油連盟は昭和47年度下期及び昭和48年度上期の会員の原油処理量を決定し実施した。	独占禁止法第8条第1項第1号, 第89条第1項第2号, 第95条第2項	
三井東圧化学(株)ほか22名(8社, 役員15名)	3.11.6 (3.12.19追加告発)	3.12.20	東京高裁 5.5.21	被告会社に600万円から800万円の罰金, 被告人に懲役6月から1年(執行猶予2年)	三井東圧化学(株)ほか7社は, 塩化ビニル製業務用ストレッチフィルムの販売価格を平成2年9月及び同年11月出荷分から引き上げること等を共同して決定し実施した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項	
トッパン・ムーア(株)ほか3名	5.2.24	5.3.31	東京高裁 5.12.14	被告会社に400万円の罰金	トッパン・ムーア(株)ほか3社は, 社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールの受注予定者及び受注予定価格を決定し実施していた。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項	
(株)日立製作所ほか26名(9社及び受注業務に従事していた者17名並びに発注業務に従事していた者1名)	7.3.6 (7.6.7追加告発)	7.6.15	東京高裁 8.5.31	被告会社に4000万円から6000万円の罰金, 被告会社の受注業務に従事していた者に懲役10月(執行猶予2年)日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役8月(執行猶予2年)	(株)日立製作所ほか8社は, 平成5年度における日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注予定者を決定するとともに, 受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項, 刑法第62条第1項	
(株)金門製作所ほか58名(25社及び受注業務に従事していた者34名)	9.2.4	9.3.31	東京高裁 9.12.24	被告会社に500万円から900万円の罰金, 被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から9月(執行猶予2年)	(株)金門製作所ほか24社は, 平成6年度, 平成7年度及び平成8年度の各年度における東京都発注に係る水道メーターについて, 受注予定者を決定するとともに, 受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項, 刑法第60条	富士水道工業(株)は10.1.6, (株)東京量水器工業所及び同社管理部長兼工場長は10.1.7それぞれ上告したが, いずれも12.9.25上告棄却

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
㈱クボタほか12名（3社及び受注業務に従事していた者10名）	11.2.4 (11.3.1追加告発)	11.3.1	東京高裁 12.2.23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月（執行猶予2年）	㈱クボタほか2社は、平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鋳鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	
コスモ石油㈱ほか19名（11社、個人9名）	11.10.13 (11.11.9追加告発)	11.11.9	東京高裁 16.3.24	被告会社に300万円から800万円の罰金、被告人に懲役6月から1年6月（執行猶予2年から3年）	コスモ石油㈱ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	3社及び4名については、それぞれ16.3.31、16.4.2、16.4.5に上告したが、17.11.21上告棄却決定（17.11.26、17.11.29、17.12.20確定）
愛知時計電機㈱ほか8名（4社、個人5名）	15.7.2	15.7.23	東京高裁 16.3.26 (1社、個人2名) 16.4.30 (2社、個人2名) 16.5.21 (1社、個人1名)	被告会社に2000万円から3000万円の罰金、被告人に懲役1年から1年2月（執行猶予3年）	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は、同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに、それぞれの所属する会社の業務に関し、東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち、口径13ミリ、同20ミリ及び同25ミリのものについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項（平成14年法律第47号による改正前）	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)横河ブリッジほか33名(26社,個人8名)	17.5.23 (17.6.15追加告発)	17.6.15	東京高裁 18.11.10 (23社,個人7名及び日本道路公団元理事1名) 19.9.21 (3社,個人2名)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金,被告人に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年)	26社は,平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者23社とともに,平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者21社とともに,国土交通省関東地方整備局,東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について,受注予定者を決定するとともに,受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上,同合意に従つて受注予定者を決定し,もつて,被告発会社が共同して,その事業活動を相互に拘束し,遂行することにより,公共の利益に反して,前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段,第89条第1項第1号,第95条第1項第1号,刑法第60条,第62条第1項	
(株)横河ブリッジほか12名(6社,個人4名,日本道路公団元理事1名,同副総裁1名及び同理事1名)	17.6.29 (17.8.1,17.8.15追加告発)	17.8.1 (6社,受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) 17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) 17.8.19 (日本道路公団理事1名)	東京高裁 19.12.7 (日本道路公団理事1名) 20.7.4 (日本道路公団副総裁1名) ※併合罪	日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年),日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6月(執行猶予4年)	6社は,平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者43社とともに,平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに,日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について,受注予定者を決定するとともに,受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上,同合意に従つて受注予定者を決定し,もつて,被告発会社が共同して,その事業活動を相互に拘束し,遂行することにより,公共の利益に反して,前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段,第89条第1項第1号,第95条第1項第1号,刑法第60条,第65条第1項	日本道路公団理事(当時)1名及び日本道路公団副総裁(当時)1名は,独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事(当時)については,19.12.17に上告したが,22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁(当時)については,20.7.4に上告したが,22.9.22上告棄却決定。

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(株)クボタ ほか21名 (11社、 個人11 名)	18.5.23 (18.6.12追 加告発)	18.6.12	大阪地裁 19.3.12 (1社、個 人1名) 19.3.15 (1社、個 人1名) 19.3.19 (1社、個 人1名) 19.3.22 (2社、個 人2名) 19.3.29 (3社、個 人3名) 19.4.23 (2社、個 人2名) 19.5.17 (1社、個 人1名)	被告会社に 7000万円か ら2億2000万 円の罰金、 被告人に罰 金140万円か ら170万円又 は懲役1年4 月から2年6 月(執行猶 予3年から4 年)	11社は、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
(株)大林組 ほか9名 (5社、個 人5名)	19.2.28 (19.3.20追 加告発)	19.3.20	名古屋地裁 19.10.15	被告会社に1 億円から2億 円の罰金、 被告人に懲 役1年6月か ら3年(執行 猶予3年から 5年)	5社は、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
(財)林業土木コンサルタンツほか10名 (4法人、個人5名、独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名)	19.5.24 (19.6.13追加告発)	19.6.13	東京地裁 19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告人に懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)、独立行政法人緑資源機構の元役員であった者に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	
日鉄住金鋼板(株)ほか8名(3社、個人6名)	20.11.11 (20.12.8追加告発)	20.12.8	東京地裁 21.9.15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役10月から1年(執行猶予3年)	3社は、不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記めっき鋼板及び鋼帯の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
日本精工(株)ほか9名 (3社, 個人7名)	24.6.14	24.6.14	東京地裁 24.12.28 (1社, 個人2名) 25.2.25 (1社, 個人3名) 27.2.4 (1社, 個人2名)	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金, 被告人に懲役1年から1年6月(執行猶予3年)	3社等は, 産業機械用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 一般軸受につき8パーセントを, 大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして, 軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること, 並びに, 具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては, 販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡, 協議しながら行うことを各合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また, 2社等は, 自動車用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	1社及び2名については, 27.2.4に控訴したが, 28.3.22控訴棄却判決。同日, 上告したが, 29.12.5上告棄却決定。 (29.12.12確定)

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
高砂熱学工業(株)ほか15名 (8社, 個人8名)	26.3.4	26.3.4	東京地裁 26.9.30 (1社, 個人1名) 26.10.2 (2社, 個人2名) 26.10.3 (1社, 個人1名) 26.10.6 (1社, 個人1名) 26.11.12 (1社, 個人1名) 26.11.13 (1社, 個人1名) 26.11.14 (1社, 個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金, 被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	8社等は, 平成23年10月以降に, 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について, 受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし, もって, 8社等が共同して, 前記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	
(株)NIPPONほか20名 (10社, 個人11名)	28.2.29	28.2.29	東京地裁 28.9.7 (3社, 個人3名) 28.9.15 (1社, 個人1名) 28.10.6 (2社, 個人3名) 28.10.11 (1社) 28.10.25 (個人1名) 28.10.27 (2社, 個人2名) 28.11.1 (1社, 個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金, 被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	10社等は, 平成23年7月以降に, 東日本高速道路(株)東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について, 受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし, もって, 10社等が共同して, 前記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	

附属資料

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
大成建設(株)ほか5名(4社, 個人2名)	30.3.23	30.3.23			4社は、平成26年4月下旬頃から平成27年8月下旬頃までの間、東海旅客鉄道(株)が4社を指名して競争見積の方法により順次発注する品川駅・名古屋駅間の中央新幹線に係る地下開削工法によるターミナル駅新設工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で見積りを行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって4社が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

2-5表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	東京高裁 決定年月日	東京高裁 決定内容	事件の内容	関係法条	処 理 結 果		備 考
						東京高裁 決定年月日	決定内容	
㈱朝日新聞社ほか153名に対する件 (停止命令の取消し)	30.3.16 30.7.27	30.4.6	申立一部容認一部却下	㈱朝日新聞社, ㈱読売新聞社, ㈱毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条(旧一般指定1, 7)	30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	
伊藤勲に対する件 (停止命令の取消し)	30.7.4 30.12.10	30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店(伊藤勲)による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)	30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	停止命令違反に対する過料(1万円)決定(30.10.12)
㈱大阪読売新聞社に対する件	30.10.5	30.11.5	申立容認	㈱大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)			同意審決(30.12.8)
㈱北国新聞社に対する件	31.12.21	32.3.18	申立容認	㈱北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条(新聞業特殊指定3)	33.7.11	違反事実の自発的排除(停止命令の取消し)	被申立人による停止命令の執行免除の申立て(32.3.29申立棄却)
八幡製鉄㈱ほか1名に対する件 取下げ 44.5.30	44.5.7			八幡製鉄㈱及び富士製鉄㈱の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が, 合併期日を延期したので取下げ
㈱中部読売新聞社に対する件	50.3.25	50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条(旧一般指定5)			同意審決(52.11.24) 被申立人は, 特別抗告したが, 最高裁はこれを却下(50.7.17)
㈱有線ブロードネットワークスほか1社に対する件 取下げ 16.9.14	16.6.30			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段, 第19条(一般指定3, 4)			被申立人が, 申立に係る行為を取りやめたので取下げ

2-6表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
総合工事業	1	優越的地位の濫用
職別工事業(設備工事業を除く)	1	価格カルテル
食料品製造業	2	優越的地位の濫用
木材・木製品製造業(家具を除く)	1	優越的地位の濫用
化学工業	1	その他の拘束・排他条件付取引
窯業・土石製品製造業	1	優越的地位の濫用
その他の製造業	1	再販売価格の拘束
道路旅客運送業	2	価格カルテル, 一定の事業分野における事業者数の制限
繊維・衣服等卸売業	1	再販売価格の拘束
飲食料品卸売業	4	優越的地位の濫用, 不当廉売
建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	1	優越的地位の濫用
機械器具卸売業	3	優越的地位の濫用
その他の卸売業	4	再販売価格の拘束, 優越的地位の濫用, その他の拘束・排他条件付取引
各種商品小売業	1	優越的地位の濫用
飲食料品小売業	8	優越的地位の濫用, 不当廉売
機械器具小売業	1	優越的地位の濫用
その他の小売業	23	優越的地位の濫用, 不当廉売
物品賃貸業	2	価格カルテル, 優越的地位の濫用
宿泊業	6	優越的地位の濫用
持ち帰り・配達飲食サービス業	1	優越的地位の濫用
その他の生活関連サービス業	14	価格カルテル, 優越的地位の濫用
娯楽業	2	優越的地位の濫用, 不当廉売
保健衛生	1	構成事業者の機能又は活動の制限
協同組合(他に分類されないもの)	2	優越的地位の濫用
廃棄物処理業	1	価格カルテル
自動車整備業	3	不当廉売

(注) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

3 独占禁止法適用除外関係

3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

(1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

(平成30年3月末現在)

法律名	適用除外制度の内容 (根拠条項)	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

(2) 個別法に基づく適用除外（16法律・21制度）

(平成30年3月末現在)

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）	転嫁カルテル	平成25年
		表示カルテル	平成25年
金融庁	保険業法（平成7年法律第105号）	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	基準料率の算出（自賠償・地震）	平成10年
法務省	会社更生法（平成14年法律第154号）	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法（昭和45年法律第48号）	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)	農業協同組合中央会が行う一定の事業	平成11年
		農事組合法人が行う一定の事業	平成11年
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル (内航)	昭和24年
		海運カルテル (外航)	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル (国内)	昭和27年
		航空カルテル (国際)	昭和27年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	内航海運カルテル	昭和32年
共同海運事業		昭和32年	
	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成21年法律第64号)	供給輸送力削減カルテル	平成25年

3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数(注1)の推移

(各年3月末現在)

	根拠法令	適用業種等	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
1	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に係る共同行為	5	5	5	5

	根 拠 法 令	適用業種等	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
2	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
3	酒税の保全及び酒類業 組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業	0	0	0	0
		酒類販売業	0	0	0	0
		(小 計)	0	0	0	0
4	著作権法 昭和45年5月6日施行	商用レコード の二次使用料等 に関する取決め (注2)	20	10	12	10
5	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業、 販売業	0	0	0	0
6	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出 取引	0	0	0	0
7	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業 (注3)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
8	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 (国内)	0	0	0	0
		航空運送事業 (国際) (注4)	[8]	[2]	[12]	[4]
9	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル (内航)	5	5	5	5
		海運カルテル (外航) (注4)	[212]	[660]	[457]	[381]
10	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	1

	根 拠 法 令	適用業種等	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
11	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自動車運送事業	0	0	4	20
合 計			40 (38)	30 (28)	36 (34)	50 (48)

(注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数である。

(注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。

(注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を()で示した。

(注4) 航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)及び海上運送法に基づく海運カルテル(外航)に関する〔 〕内の数は、各年3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

3-3表 保険業法に基づくカルテル

(1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(平成30年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定 (注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む。)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠償保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定, 事業方法書, 普通保険約款, 保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定, 損害査定方法の決定, 再保険取引に関する事項の決定, 地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では, 保険料率の決定は明示的に行われていないが, ①出再割合を100%としていること, ②再保険について, 会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため, 保険料率=再保険料率となり, 各社保険料率が同一となっている。

(2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(平成30年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定, 再保険に関する損害査定方法の決定, 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定, 再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定, 再保険の出再割合の決定, 再保険手数料の決定, 配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定, 再々保険の禁止, 再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償保険部分)	自動車対人賠償保険プール	再保険約款の決定, 再保険に関する損害査定方法の決定, 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定, 再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償, 自損事故及び無保険者傷害保険部分)	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定, 再保険に関する損害査定方法の決定, 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定, 再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定, 再保険に関する損害査定方法の決定, 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定, 再保険料率の決定	平成21年4月1日	平成32年3月31日

3-4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(平成30年3月末現在)

対象	主体	内容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

3-5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(平成30年3月末現在)

対象	主体	内容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する指定団体と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

3-6表 道路運送法に基づくカルテル

(平成30年3月末現在)

主体	路線	内容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送事業者	北部支線（沖縄）	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	平成32年9月30日
一般乗合旅客自動車運送事業者	読谷線・糸満線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成32年10月7日
一般乗合旅客自動車運送事業者	名護西線・名護西空港線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成32年10月7日

3-7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）

（平成30年3月末現在）

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期 航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年7月19日	平成30年7月5日
一般旅客定期 航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年7月21日	平成32年5月1日
一般旅客定期 航路事業者	竹原／垂 水・白水	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年8月10日	平成30年7月29日
貨物定期航路 事業者	大阪・神戸 ／那覇	適切な運航日程の設定のための 共同経営（貨物）	平成12年7月8日	平成30年6月30日
貨物定期航路 事業者	鹿児島／那 覇	適切な運航日程の設定のための 共同経営（貨物）	平成12年7月23日	平成30年7月22日

3-8表 内航海運組合法に基づくカルテル

（平成30年3月末現在）

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
船 舶	日本内航海 運組合総連 合会	船腹の過剰に対処するための、保 有船舶を解撤等する者に対する交 付金の交付及び船舶の新規建造者 からの納付金の徴収	平成10年5月15日	期限の定めなし

3-9表 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づくカルテル

（平成30年3月末現在）

主 体	交 通 圏	内 容	最初の発効日	有効期限（注）
特定地域協議 会，一般乗用 旅客自動車運 送事業者	長野交通圏 （特定地域指定 日：平成27年8月 1日）	供給輸送力の削減等	平成28年12月2日	平成30年7月31日
特定地域協議 会，一般乗用 旅客自動車運 送事業者	京浜交通圏 （特定地域指定 日：平成27年8月 1日）	供給輸送力の削減等	平成28年12月16日	平成30年7月31日
特定地域協議 会，一般乗用 旅客自動車運 送事業者	秋田交通圏 （特定地域指定 日：平成27年6月 1日）	供給輸送力の削減等	平成29年1月30日	平成30年5月31日

附属資料

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	仙台市 (特定地域指定日：平成27年6月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年3月2日	平成30年5月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	長崎交通圏 (特定地域指定日：平成27年8月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年3月29日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	福岡交通圏 (特定地域指定日：平成27年11月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年3月29日	平成30年10月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	札幌交通圏 (特定地域指定日：平成27年11月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年5月18日	平成30年10月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	北九州交通圏 (特定地域指定日：平成27年8月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年5月25日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	金沢交通圏 (特定地域指定日：平成27年8月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年6月22日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	東京都南多摩交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年6月23日	平成31年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	大分市 (特定地域指定日：平成27年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年6月30日	平成30年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	広島交通圏 (特定地域指定日：平成27年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年7月26日	平成30年6月30日

特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	熊本交通圏 (特定地域指定日：平成27年6月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年9月11日	平成30年5月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	大阪市域交通圏 (特定地域指定日：平成27年11月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年9月29日	平成30年10月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	埼玉県県南中央交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年10月20日	平成31年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	神戸市域交通圏 (特定地域指定日：平成27年9月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年11月27日	平成30年8月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	栃木県宇都宮交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年12月1日	平成31年6月30日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	宮崎交通圏 (特定地域指定日：平成27年8月1日)	供給輸送力の削減等	平成29年12月13日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	鹿児島市 (特定地域指定日：平成27年8月1日)	供給輸送力の削減等	平成30年2月26日	平成30年7月31日
特定地域協議会，一般乗用旅客自動車運送事業者	千葉県千葉交通圏 (特定地域指定日：平成28年7月1日)	供給輸送力の削減等	平成30年2月16日	平成31年6月30日

(注) 特定地域の指定期間の終了日。ただし，特定地域の指定は，原則として1回に限り延長することができる。

3-10表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

(平成30年3月末現在)

業種等		届出件数	
事業協同組合	農業, 林業, 漁業	0	
	鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	
	建設業	4	
	製造業	食料品, 飲料・たばこ・飼料	0
		繊維	0
		木材・木製品, 家具・装備品	0
		パルプ・紙・紙加工品	0
		印刷・同関連業	0
		化学	0
		石油・石炭	1
		プラスチック	0
		ゴム製品, なめし革・同製品・毛皮	0
		窯業・土石	0
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	0
		はん用機械器具, 生産用機械器具, 業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路, 電気機械器具, 情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	0
		小計	1
		電気・ガス・熱供給・水道業	2
	情報通信業	1	
	運輸業, 郵便業	0	
	卸売業	0	
	小売業	2	
	金融業, 保険業	0	
	不動産業, 物品賃貸業	0	
	サービス業	19	
	その他	193	
小計	222		
信用協同組合	18		
合計	240		

(注1) 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は、「その他」としている。

(注2) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

4 株式取得，合併等関係

4-1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可

平成29年度において，認可した案件はなかった。

(2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
30.2.21	㈱りそな銀行	アズワン㈱ほか1社	年金信託財産の運用に係る議決権取得

4-2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4-3表から4-19表）について

(1) この統計資料は，平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に，公正取引委員会が受理した会社の株式取得，合併，分割，共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出に関する諸指標を取りまとめたものである。

なお，4-9表から4-13表までに記載した届出は，平成30年3月31日までに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請，報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第7条第5項の規定に基づく完了報告書が提出されたものである。

(2) 会社がどの業種に属するかは，株式取得においては株式取得会社の業種，合併においては合併後の存続会社の業種，共同新設分割においては分割する会社の業種，吸収分割においては事業を承継する会社の業種，共同株式移転においては新設会社の業種，事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また，事業を行っていない会社についてはその他に分類した。

(3) 各表の分類のうち，「水平」とは，当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは，当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち，「前進」とは，株式取得会社，存続会社，被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい，「後進」とは，その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは，「水平」，「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち，「地域拡大」とは，同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい，「商品拡大」とは，生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい，「純粹」とは，前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお，形態別の件数については，複数の形態に該当する企業結合の場合，該当する形態を全て集計している。そのため，件数の合計は，届出件数と必ずしも一致しない。

(4) 資本金及び総資産の額は，原則として100万円未満の金額を切り捨てて集計した。

4-3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成29年度）

形態 株式取得会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業	1		1				1
鉱 業							
建 設 業	8			7	2	1	9
製 造 業	17	15	12	2	5	3	39
食 料 品	1	1					1
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭			3			1	4
ゴ ム ・ 皮 革		1					1
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼	3	2			1		4
非 鉄 金 属	2	1		1			2
金 属 製 品			1				2
機 械	10	9	6	1	4		20
そ の 他 製 造 業	1	1	2			2	5
卸 ・ 小 売 業	40	30	12	17	9	1	56
不 動 産 業	1	1	1	1			2
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	15	6	5	6	3	3	28
サ ー ビ ス 業	16	2	2	8	1	1	20
金 融 ・ 保 険 業	13	3	3	1		1	19
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業	2	2			1		2
そ の 他	33	19	11	20	17	23	83
合 計	146	78	47	62	38	33	259

(注) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。以下同じ。

4-4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成29年度）

形態 新設会社 又は存続会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	2	1			1		3
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械	1	1			1		2
そ の 他 製 造 業	1						1
卸 ・ 小 売 業	3	2					3
不 動 産 業							
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業							
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業	1		1				2
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業							
そ の 他	1						1
合 計	7	3	1		1		9

4-5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成29年度）

該当なし

4-6表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成29年度）

承継する 会社の業種	形 態 水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	1	1					1
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼	1	1					1
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械							
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業	3			1		1	5
不 動 産 業		1		1			1
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	1	1					1
サ ー ビ ス 業				1			1
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業			2				2
そ の 他	1	1	1		1	1	2
合 計	6	4	3	3	1	2	13

4-7表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成29年度）

形態 新設会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業							
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化 学 ・ 石 油 ・ 石 炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械							
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業							
不 動 産 業							
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業							
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業	3						3
電 気 ・ ガ ス 熱 供 給 ・ 水 道 業							
そ の 他							
合 計	3						3

4-8表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成29年度）

形態 譲受会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業	1	1	3				4
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械	1	1	2				3
そ の 他 製 造 業			1				1
卸 ・ 小 売 業	3	1		2			5
不 動 産 業							
運 輸 ・ 通 信 ・ 倉 庫 業	3	2	2				3
サ ー ビ ス 業	2			2			2
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 熱供給・水道業							
そ の 他	8						8
合 計	17	4	5	4			22

4-9表 合併後の総資産が300億円以上となる合併（平成29年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
28. 8. 31	The Dow Chemical Company	82,379	Diamond Merger Sub, INC.	0	The Dow Chemical Company	82,379
28. 8. 31	E. I. du Pont de Nemours and Company	49,852	Orion Merger Sub, Inc.	0	E. I. du Pont de Nemours and Company	49,852
28. 11. 21	Alere Inc.	6,390	Angel Sub, Inc.	0	Alere Inc.	6,390
28. 11. 30	Endurance Specialty Holdings Ltd.	7,113	Volcano International Limited	0	Endurance Specialty Holdings Ltd.	7,113
28. 12. 21	Harman International Industries, Incorporated	865	Silk Delaware, Inc.	0	Harman International Industries, Incorporated	865
29. 1. 6	クミアイ化学工業(株)	666	イハラケミカル工業(株)	505	クミアイ化学工業(株)	1,171
29. 1. 30	Mentor Graphics Corporation	1,216	Meadowlark Subsidiary Corporation	0	Mentor Graphics Corporation	1,216
29. 2. 17	タキロン(株)	705	シーアイ化成(株)	450	タキロンシーアイ(株)	1,155
29. 3. 10	Chemtura Corporation	2,624	LANXESS Additives Inc.	0	Chemtura Corporation	2,624
29. 4. 28	三菱UFJ信託銀行(株)	403,205	(株)しんきん信託銀行	173	三菱UFJ信託銀行(株)	403,378
29. 4. 28	Brocade Communications Systems, Inc.	6,007	Bobcat Merger Sub, Inc.	0	Brocade Communications Systems, Inc.	6,007
29. 6. 22	Fortress Investment Group LLC	2,417	Foundation Acquisition LLC	0	Fortress Investment Group LLC	2,417
29. 9. 29	C. R. Bard, Inc.	4,489	Lambda Corp.	0	C. R. Bard, Inc.	4,489

4-10表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（平成29年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4-11表 行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（平成29年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後 総資産	備考 (承継内容等)
27. 7. 2	ジョンソンコン トロールズ空調 (株)	0	日立アプライ アンス(株)	2,335	2,306	日立アプライアンス (株)の総合空調機器事 業
29. 5. 26	(株)エイチ・ ツー・オーア セットマネジメ ント	1,799	(株)そごう・西 武	4,241	1,906	・兵庫県神戸市にお ける百貨店事業 ・大阪府高槻市にお ける百貨店事業
29. 9. 28	楽天(株)	11,359	プラスワン・ マーケティング(株)	61	11,359	国内MVNO事業 (一部サービスを除 く)
29. 11. 10	三協立山(株)	2,132	コクヨ(株)	2716	2,132	日本国内における店 舗用什器及び備品の 提案コンサルティング、販売、施工に関 する事業

4-12表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（平成29年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4-13表 行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（平成29年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後 総資産	備考 (譲受内容)
27. 5. 27	三菱レイヨン(株)	4,442	三井化学(株)	10,963	4,495	MMAモノマーの製造に係る特許権及びノウハウ
29. 5. 26	(株)パソナ	306	N T T ソルコ & 北海道テレマート(株)	212	328	労働者派遣に関する事業
29. 5. 26	(株)パソナ	306	テルウェル西日本(株)	200	306	労働者派遣に関する事業

（注）行為後の総資産が300億円以上の場合でも、当事会社のいずれかの総資産が100億円未満のものは除く。

4-14表 資本金額別株式取得件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
25	23	5	3	21	5	38	19	104	218
26	45	10	7	22	7	23	20	97	231
27	31	6	6	13	5	36	19	106	222
28	32	9	8	18	6	44	16	117	250
29	39	15	7	18	13	31	23	113	259

（注）資本金は株式取得会社の資本金である。

4-15表 資本金額別合併件数の推移

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	309
24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	571
25	27	34	215	62	68	7	7	0	0	0	0	420
26	12	34	139	58	66	8	12	2	0	0	0	331
27	15	24	162	71	70	17	19	4	3	0	0	385
28	10	9	156	52	64	24	19	5	5	0	0	344
29	6	15	151	33	73	15	23	5	4	0	0	325
30	11	13	141	47	88	11	15	4	7	1	0	338
31	10	18	150	75	89	17	13	2	6	1	0	381
32	2	18	135	84	98	30	18	4	9	0	0	398
33	4	10	152	85	81	16	23	2	7	1	0	381
34	3	9	149	95	94	18	30	7	8	0	0	413
35	2	8	144	100	94	33	41	8	9	0	1	440
36	2	6	147	125	176	63	45	9	13	3	2	591
37	6	9	146	131	221	72	91	10	23	3	3	715
38	0	11	188	187	320	115	116	15	28	5	12	997
39	3	5	182	160	313	67	90	14	17	4	9	864
40	1	6	220	169	318	57	93	16	8	3	3	894
41	1	11	205	142	341	63	67	11	23	2	5	871
42	3	6	218	181	367	77	94	9	29	4	7	995
43	2	5	206	177	383	103	100	16	19	2	7	1,020
44	6	10	187	195	456	111	142	20	29	5	2	1,163
45	1	6	178	161	460	119	142	37	34	3	6	1,147
46	1	7	169	165	489	150	131	27	23	9	7	1,178
47	1	7	150	154	486	141	171	29	37	1	7	1,184
48	0	0	101	135	431	136	163	25	26	3	8	1,028
49			252		406	115	157	30	19	0	16	995
50			241		426	109	128	17	24	6	6	957
51			211		441	111	119	27	27	1	4	941
52			211		446	124	164	29	29	5	3	1,011
53			179		365	113	158	51	26	4	2	898
54			177		265	205	153	33	28	3	7	871
55			192		433	108	158	37	22	6	5	961
56			173		424	162	198	43	36	4	4	1,044
57			177		492	144	140	40	35	4	8	1,040
58			157		432	175	184	24	30	10	8	1,020
59			197		482	177	174	19	34	6	7	1,096
60			203		440	231	162	29	33	7	8	1,113
61			206		472	213	167	37	31	12	9	1,147
62			174		491	203	226	42	51	12	16	1,215
63			182		509	250	286	33	48	18	10	1,336
元			165		551	243	347	53	51	14	26	1,450
2			216		651	270	409	74	88	15	28	1,751
3			250		854	338	422	79	101	21	26	2,091
4			227		910	286	357	79	86	23	34	2,002
5			225		898	283	327	52	87	15	30	1,917
6			187		960	297	375	57	81	14	29	2,000
7			276		1,349	341	374	56	85	14	25	2,520
8			107		1,122	414	405	74	108	16	25	2,271
9			110		1,286	303	301	40	84	24	26	2,174
10			100		860	193	214	29	52	18	48	1,514
11			0		30	22	40	7	24	12	16	151
12			0		30	11	42	10	34	15	28	170
13			0		12	16	42	10	28	4	15	127
14			0		16	17	24	5	26	4	20	112
15			0		17	17	41	4	15	3	6	103
16			0		11	6	18	7	14	5	9	70
17			0		19	8	19	7	17	5	13	88
18			0		13	11	28	0	10	4	8	74
19			0		11	7	25	4	22	0	7	76
20			1		5	11	18	8	19	1	6	69
21			0		8	8	16	2	9	2	3	48
22			0		1	2	1	0	3	1	3	11
23			0		1	2	7	0	1	1	3	15
24			0		1	1	3	0	5	0	4	14
25			0		0	1	3	0	0	0	3	8
26			3		0	3	0	0	2	0	3	12
27			0		1	0	2	1	5	1	8	23
28			2		0	0	4	0	4	1	13	26
29			1		0	1	3	0	0	0	4	9

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数, 昭和24年度後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は合併後における存続会社の資本金である。

(注4) 平成25年度において, 合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが1件ある。

(注5) 平成26年度において, 合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが1件ある。

(注6) 平成27年度において, 合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが5件ある。

(注7) 平成28年度において, 合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが2件ある。

4-16表 資本金額別共同新設分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
16	0	0	0	3	0	2	1	0	6
17	0	0	0	1	0	0	1	0	2
18	0	0	1	0	0	0	0	0	1
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	1	1	0	0	0	2
21	0	0	0	1	0	0	0	0	1
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	1	0	0	0	0	0	0	1
25	1	0	0	0	0	0	0	0	1
26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	0	1	0	0	0	1	0	0	2
28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4-17表 資本金額別吸収分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
16	0	1	2	7	1	3	0	3	17
17	0	3	1	2	2	6	1	0	15
18	0	3	2	4	1	2	2	4	18
19	8	5	6	5	2	3	2	2	33
20	2	4	0	5	1	2	1	4	19
21	0	0	2	4	1	2	0	5	14
22	1	1	0	2	0	5	0	2	11
23	2	0	3	3	0	1	0	1	10
24	0	2	2	2	2	1	1	4	14
25	0	1	2	4	1	2	0	3	13
26	2	0	3	0	2	2	4	7	20
27	4	6	0	2	1	2	0	0	15
28	4	4	1	4	0	1	2	0	16
29	2	5	0	2	0	0	2	2	13

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4-18表 資本金額別共同株式移転件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
22	1	0	1	0	0	1	1	1	5
23	0	0	2	1	0	0	1	2	6
24	0	0	0	1	1	2	1	0	5
25	0	0	0	0	0	0	1	2	3
26	0	0	0	2	0	1	0	4	7
27	0	0	0	3	0	0	0	3	6
28	0	0	0	1	0	1	1	0	3
29	0	0	0	0	0	0	0	1	3

(注1) 資本金は新設会社の資本金である。

(注2) 平成29年度において、新設会社単体の総資産額が未定のもの2件ある。

4-19表 資本金額別事業譲受け件数の推移

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	192
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	196
25	13	15	78	30	34	12	15	8	2	0	0	207
26	9	23	64	26	39	3	9	1	5	3	0	182
27	1	5	44	22	30	4	12	6	0	0	0	124
28	4	3	34	15	31	16	15	3	5	0	0	126
29	4	6	44	27	35	15	21	3	11	1	0	167
30	1	4	31	16	40	12	17	7	13	2	0	143
31	6	2	55	32	52	17	26	8	11	0	0	209
32	0	2	18	26	35	17	26	5	11	0	0	140
33	0	4	20	20	34	15	15	5	5	0	0	118
34	2	2	31	22	21	11	24	11	15	0	0	139
35	0	2	29	19	35	15	21	7	16	0	0	144
36	1	2	36	36	34	13	29	2	8	1	0	162
37	0	3	48	30	49	16	29	5	11	1	1	193
38	0	3	59	27	58	22	32	5	14	1	2	223
39	1	1	31	30	63	21	25	9	14	0	0	195
40	1	2	39	31	53	22	30	8	10	2	4	202
41	0	4	46	35	83	35	31	9	11	4	6	264
42	1	3	53	37	91	29	51	14	12	4	4	299
43	1	2	50	64	135	46	36	8	8	0	4	354
44	1	4	42	52	160	37	62	12	18	2	1	391
45	1	7	69	59	153	28	49	16	20	3	8	413
46	1	3	69	58	171	50	54	10	22	7	4	449
47	0	1	44	52	178	60	65	13	29	5	5	452
48	0	1	18	39	118	68	95	26	38	16	24	443
49		102			178	49	46	11	18	4	12	420
50		117			158	49	53	9	30	0	13	429
51		116			209	73	61	13	24	4	11	511
52		123			243	89	104	17	50	6	14	646
53		140			222	80	91	16	24	5	17	595
54		118			262	74	83	26	30	5	13	611
55		144			292	86	93	12	25	13	15	680
56		137			350	112	96	23	36	7	10	771
57		158			322	109	132	24	38	5	27	815
58		133			266	115	115	16	31	10	16	702
59		129			304	134	158	6	22	10	27	790
60		125			290	129	155	24	51	7	26	807
61		168			360	124	158	24	48	10	44	936
62		168			422	162	205	17	45	11	54	1,084
63		173			391	145	197	11	52	9	50	1,028
元		138			370	143	191	36	51	19	40	988
2		136			394	162	196	40	46	21	55	1,050
3		154			489	192	224	29	74	18	86	1,266
4		112			440	157	201	42	51	16	60	1,079
5		119			424	164	235	36	75	25	75	1,153
6		152			459	190	242	33	75	14	90	1,255
7		140			576	200	298	39	101	25	88	1,467
8		121			628	200	267	42	114	26	78	1,476
9		129			657	229	272	36	101	38	84	1,546
10		148			450	135	217	42	90	24	70	1,176
11		1			32	20	36	6	33	9	42	179
12		1			33	31	29	14	32	15	58	213
13		0			16	25	40	11	31	13	59	195
14		1			36	17	44	15	27	17	40	197
15		2			42	23	43	3	22	12	28	175
16		0			31	23	36	5	23	14	34	166
17		5			25	21	33	6	17	9	25	141
18		6			36	18	22	8	12	10	24	136
19		3			18	22	33	7	17	7	16	123
20		4			14	9	18	10	14	1	19	89
21		4			6	8	26	3	8	6	18	79
22		6			6	10	11	1	4	1	15	54
23		3			5	5	3	0	1	0	3	20
24		2			6	6	4	1	2	2	7	30
25		1			3	3	4	0	7	1	2	21
26		2			1	6	2	0	1	3	2	19
27		4			3	3	4	1	2	5	5	27
28		2			4	3	7	1	1	2	4	24
29		8			1	4	2	0	3	1	3	22

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数, 昭和24年度後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は事業等を譲り受けた会社の資本金である。

5 下請法関係

5-1表 書面調査発送件数の推移

年度	区分	定期調査発送件数		特別調査発送件数	
		対象親事業者数 (事業所・名)	対象下請事業者数 (名)	対象親事業者数 (事業所・名)	対象下請事業者数 (名)
31		304			
32		723			
33		769			
34		986			
35		1,214			
36		1,514			
37		1,803			
38		1,800			
39		2,004			
40		2,554			
41		2,631			
42		5,512			
43		6,030			
44		6,684			
45		7,214			
46		8,451			
47		8,751			
48		10,039	2,915		
49		10,045	3,808		
50		12,007	4,861		
51		12,171	6,325		
52		12,315	7,247		
53		10,973	10,663		
54		12,007	11,546		
55		13,490	21,785		
56		13,668	18,091		
57		16,026	20,532		
58		16,346	23,138		
59		15,959	66,579	16,095	
60		9,574	48,031		
61		9,559	52,105		
62		10,121	59,535		
63		13,854	70,968		
元		13,537	73,320		
2		12,889	72,030		
3		12,680	71,603		
4		14,234	74,334		10,027
5		13,781	75,864		10,786
6		13,235	72,784		10,559
7		13,261	75,202		
8		13,857	70,453		
9		13,648	71,860	1,000	5,000
10		13,869	70,182	1,736	
11		14,453	70,554		
12		15,964	75,859		
13		16,417	93,483	1,673	1,003
14		17,385	99,481		
15		18,295	108,395		
16		30,932	170,517		
17		30,991	170,878		
18		29,502	162,521		
19		30,268	168,108		
20		34,181	160,230		
21		36,342	201,005		
22		38,046	210,166		
23		38,503	212,659		
24		38,781	214,042		
25		38,974	214,044		
26		38,982	213,690		
27		39,101	214,000		
28		39,150	214,500		
29		60,000	300,000		

(注) 親事業者調査は昭和59年度までは事業所ベース、昭和60年度以降は企業ベースの数字である。また、下請事業者調査は企業ベースの数字である。

5-2表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
(事業所・名)	(名)	(名)	(事業所・名)	(名)	(事業所・名)	(事業所・名)	(事業所・名)	
31	61	20	0	81	0	19	46	65
32	130	21	0	151	13	73	37	123
33	161	21	0	182	5	110	39	154
34	97	3	0	100	7	82	37	126
35	105	5	0	110	0	38	20	58
36	156	10	0	166	0	62	33	95
37	261	33	0	294	12	149	35	196
38	219	17	0	236	22	182	55	259
39	218	17	14	249	14	180	104	298
40	417	23	31	471	15	193	93	301
41	541	15	19	575	14	299	111	424
42	669	12	10	691	5	459	97	561
43	414	7	0	421	9	416	171	596
44	525	6	0	531	26	447	231	704
45	430	5	2	437	52	354	80	486
46	609	9	5	623	56	432	56	544
47	690	2	0	692	41	485	99	625
48	707	2	0	709	17	569	130	716
49	739	5	5	749	4	542	296	842
50	1,029	10	18	1,057	6	686	269	961
51	1,220	15	18	1,253	12	906	255	1,173
52	1,391	38	59	1,488	15	1,097	191	1,303
53	1,050	35	80	1,165	7	916	406	1,329
54	1,242	16	9	1,267	2	746	146	894
55	1,126	20	35	1,181	0	921	436	1,357
56	1,158	9	8	1,175	1	932	252	1,185
57	1,331	19	4	1,354	4	1,014	271	1,289
58	1,413	15	13	1,441	0	1,119	317	1,436
59	1,458	24	0	1,482	0	1,224	693	1,917
60	(3,008)	-	-	(3,039)	-	(2,243)	-	-
	1,570	31	0	1,601	0	1,512	159	1,671
61	1,426	51	0	1,477	0	1,242	155	1,397
62	1,498	52	0	1,550	0	1,273	197	1,470
63	2,112	61	0	2,173	0	1,474	85	1,559
元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
26	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
27	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	290	6,603
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	307	7,068

(注) 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数、昭和60年度以降は企業ベースの件数である。
 なお、昭和60年度の()内の数字は事業所ベースの数字である。

6 景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（平成30年3月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	はっ酵乳、乳酸菌飲料公正取引協議会	—	はっ酵乳、乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会	—	殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
4	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
5	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
6	（一社）全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
7	（一社）全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
8	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
9	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
10	食品のり公正取引協議会	—	食品のりの表示に関する公正競争規約
11	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
12	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
13	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
14	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
15	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
16	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
17	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チョコレート類の表示に関する公正競争規約
18	チョコレート利用食品公正取引協議会	—	チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
19	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
20	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
21	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
22	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
23	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	—
24	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
25	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
26	果実飲料公正取引協議会	—	・果実飲料等の表示に関する公正競争規約 ・合成レモンの表示に関する公正競争規約
27	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約

附属資料

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
29	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
30	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約
31	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
32	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
33	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
34	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
35	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
36	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
37	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
38	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
39	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
40	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
41	日本洋酒輸入協会	洋酒輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
42	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
43	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留しようちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・単式蒸留しようちゅうの表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
44	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しようちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
45	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
46	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
47	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
48	(公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
49	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
50	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
51	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
52	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
53	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
55	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
56	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
57	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
58	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
59	(一社)自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
60	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
61	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
62	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
63	(一社)北海道不動産公正取引協議会		
64	東北地区不動産公正取引協議会		
65	(公社)首都圏不動産公正取引協議会		
66	北陸不動産公正取引協議会		
67	東海不動産公正取引協議会		
68	(公社)近畿地区不動産公正取引協議会		
69	中国地区不動産公正取引協議会		
70	四国地区不動産公正取引協議会		
71	(一社)九州不動産公正取引協議会		
72	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
73	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
74	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
75	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
76	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
77	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
78	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
79	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
80	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
81	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約

7 懇話会及び研究会

7-1 独占禁止懇話会

(1) 開催趣旨等

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、平成30年6月現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者24名をもって開催されている。

会長	伊藤元重	学習院大学国際社会科学部教授
会員	天野真志	(株)読売新聞東京本社論説副委員長
	新井ちとせ	日本生活協同組合連合会副会長
	有田芳子	主婦連合会会長
	依田高典	京都大学大学院経済学研究科教授
	伊藤雄二郎	(株)三井住友銀行副会長
	稲垣泰弘	(株)小松製作所常務執行役員経営管理部長
	及川勝	全国中小企業団体中央会事務局次長
	大高和雄	(株)毎日新聞社論説委員
	川田順一	JXTGホールディングス(株)取締役副社長執行役員
	川濱昇	京都大学大学院法学研究科教授
	川本裕子	早稲田大学大学院経営管理研究科教授
	河野康子	(一財)日本消費者協会理事
	泉水文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	高橋伸子	生活経済ジャーナリスト
	土田和博	早稲田大学法学学術院教授
	野原佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	細田真	(株)榮太樓總本舗代表取締役社長
	三村優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上政博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
	山田秀顕	全国農業協同組合中央会常務理事
	由布節子	弁護士
	吉田明子	東洋大学経済学部教授
	チャールズ D.レイクII	アフラック生命保険(株)代表取締役会長

(役職は平成30年6月19日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
206	29. 4. 7	<ul style="list-style-type: none"> ○ ビッグデータと競争政策について ○ 流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針の見直しについて ○ 「ブライダルの取引に関する実態調査報告書」及び「葬儀の取引に関する実態調査報告書」について ○ 事業者団体における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について
207	29. 6. 15	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独占禁止法研究会報告書について ○ 平成28年度における独占禁止法違反事件の処理状況 ○ 平成28年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組
208	29. 11. 22	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独占禁止法施行70周年に当たって ○ 平成28年度における主要な企業結合事例 ○ 液化天然ガスの取引実態に関する調査報告書
209	30. 4. 10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「人材と競争政策に関する検討会」報告書について ○ 大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査報告書について ○ 公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書について
210	30. 6. 19	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例 ○ 平成29年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等 ○ 平成29年度における独占禁止法違反事件の処理状況

(注) 平成29年4月から平成30年6月までの開催状況

7-2 独占禁止法研究会

(1) 開催趣旨等

課徴金制度が昭和52年に導入されて約40年が経過し、その間、数次の改正が行われているものの、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化は一層進展しており、現行課徴金制度では事業活動の実態を反映せず適正に対応できていない場面も生じているため、経済・社会環境の不断の変化にも対応し得る課徴金制度の在り方について検討する必要がある。

また、諸外国において広く導入されているような、独占禁止法違反行為に対して、事業者の調査への協力・非協力の程度等を勘案して、当局の裁量により課徴金額を決定する仕組みを導入することは、事業者と公正取引委員会が協力して実態解明・事件処理を行う領域を拡大するものであり、事業者による自主的なコンプライアンスの推進にも資するものと考えられる。

加えて、経済活動のグローバル化が進展する中、我が国の課徴金制度と諸外国の制度との国際的整合性を向上させる必要があると考えられる。

公正取引委員会は、このような認識の下、課徴金制度の在り方について専門的見地から検討を行うことを目的として、各界の有識者からなる「独占禁止法研究会」を開催した。本研究会は、平成28年2月23日に初会合を開催して以来、計15回の会合を重ね、検討結果を踏まえて報告書を取りま

とめ、当委員会は、平成29年4月25日にこれを公表した。

座長	岸井大太郎	法政大学法学部教授
座長代理	宇賀克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会員	井手秀樹	慶應義塾大学名誉教授
	井上隆	(一社)日本経済団体連合会常務理事
	及川勝	全国中小企業団体中央会事務局次長
	大沢陽一郎	(株)読売新聞東京本社編集局次長
	大竹たかし	シティニューワ法律事務所 弁護士 (オブ・カウンセル) 元東京高等裁判所部総括判事
	川出敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	黒木麻実	(公社)全国消費生活相談員協会関西支部副支部長
	佐伯仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	泉水文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中原茂樹	東北大学大学院法学研究科教授
	向宣明	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 (パートナー) 日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキンググループ事務局長
	村上政博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
	柳川範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	若林亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

(役職は平成29年4月25日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
1	28. 2. 23	○ 研究会の運営について ○ 課徴金制度の概要と見直しの視点について ○ 研究会の進め方について
2	28. 3. 18	○ 大阪大学大学院 佐久間修教授 (刑法) からのヒアリング ○ 関西学院大学 曾和俊文教授 (行政法) からのヒアリング
3	28. 4. 22	○ 宮川裕光弁護士 (在日米国商工会議所競争政策タスクフォース委員長) からのヒアリング ○ 欧州ビジネス協会からのヒアリング ○ 亀岡悦子弁護士からのヒアリング
4	28. 5. 20	○ 多田敏明弁護士 (日弁連推薦) からのヒアリング ○ 日本経済団体連合会からのヒアリング ○ 全国中小企業団体中央会からのヒアリング

5	28. 5. 27	○ 全国消費者団体連絡会からのヒアリング ○ 日本労働組合総連合会からのヒアリング ○ 東京大学大学院 宋戸常寿教授（憲法）からのヒアリング
6	28. 6. 28	○ 論点整理
7	28. 9. 30	○ 各論の検討 ・ 課徴金の算定基礎とする売上額の範囲 ・ 課徴金の算定基礎とする売上額の算定期間
8	28. 10. 28	○ 各論の検討 ・ 課徴金の基本算定率，業種別算定率，中小企業算定率，加減算 ・ 調査協力インセンティブを高める制度
9	28. 11. 11	○ 各論の検討 ・ 調査協力インセンティブを高める制度 ・ 和解制度 ・ 課徴金の賦課方式
10	28. 11. 25	○ 各論の検討 ・ 課徴金制度の法的位置づけ ・ 調査妨害行為に対するペナルティー ・ 新制度に見合った手続保障
11	28. 12. 16	○ 各論の検討 ・ 新制度に見合った手続保障 ・ 各論点の意見集約
12	29. 1. 27	○ 報告書案の検討
13	29. 2. 10	○ 報告書案の検討
14	29. 3. 1	○ 報告書案の検討 ○ 新制度全体の検証
15	29. 3. 30	○ 報告書案の検討

(ヒアリング対象者の役職は各会合開催日現在)

